

第5章

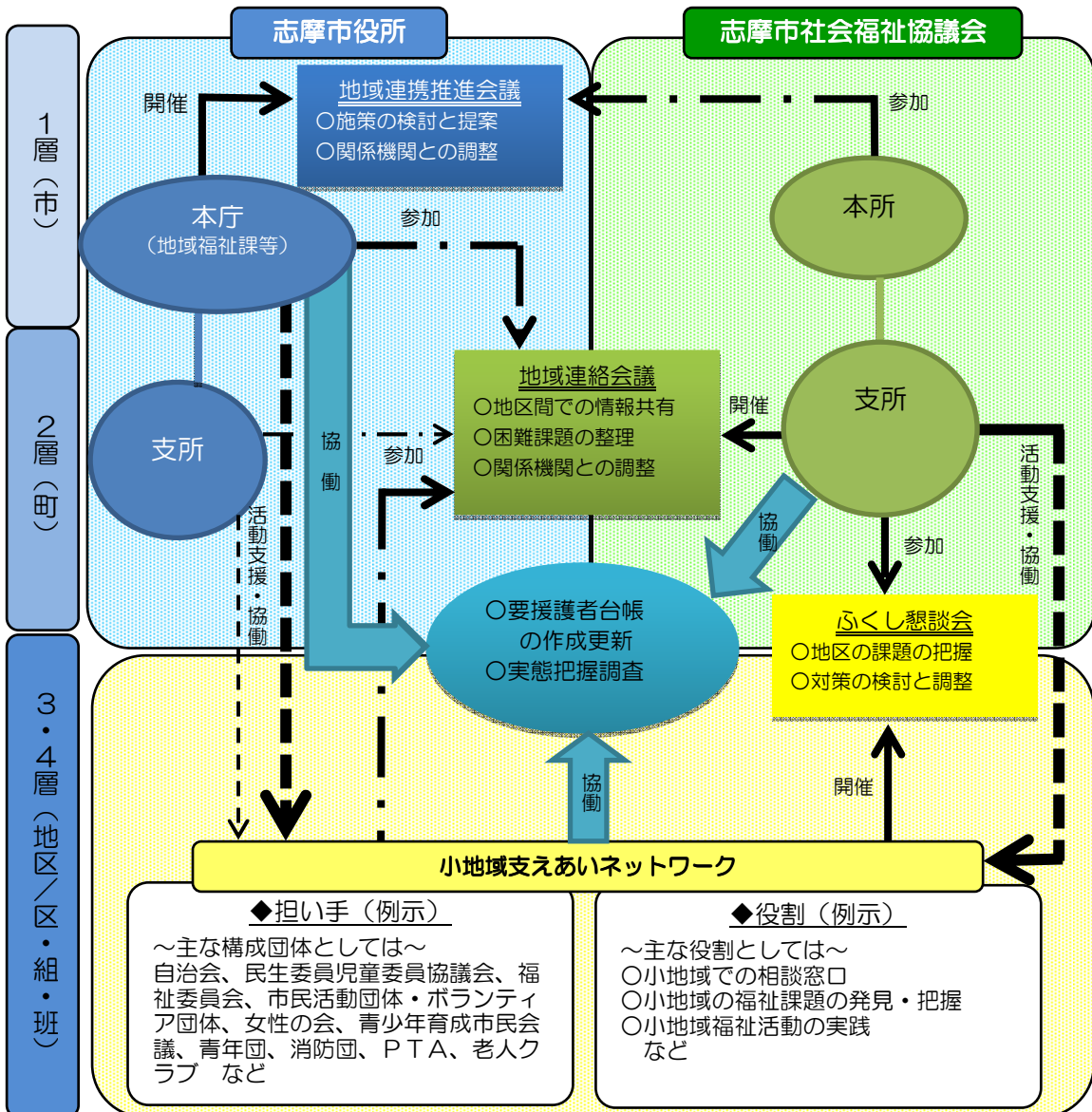
計画の推進にあたって

志摩市地域福祉計画及び志摩市地域福祉活動計画の推進方策として、計画の推進体制や計画の進行管理と評価・検証の考え方などを示します。

1 計画の推進体制

1) 志摩市における小地域福祉活動の推進体制

基本理念「助けあい、つながりあい、安心して暮らせる志摩市の実現」に向けて、身近な地域で進める小地域福祉活動の推進を図るため、次のような推進体制づくりを行います。



①地域の体制づくり

本計画にもとづき地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりや地域の各種団体、事業者、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割をしっかりと果たすとともに、相互に連携・協働してさまざまな取り組みを着実に実践していくことが重要です。

特に、本計画の基本的な考え方である「身近な地域で進める小地域福祉活動の推進」にあたっては、4層構造を基本とした市と社会福祉協議会の密接な連携・協働による支援体制のもとで、地域住民が、各地域において主体的に地域福祉活動に参加し、活動を実践できるよう、弾力的な推進体制を構築します。

②庁内の体制づくり

地域福祉施策の推進にあたっては、福祉施策のみを単独に考えるのではなく、交通政策、都市政策、産業政策、環境政策など、多様な分野の綿密な連携が必要不可欠であるため、庁内を横断的に連絡する推進体制を確立し、総合的な施策の推進に努めます。

③社会福祉協議会の体制づくり

本計画にもとづく地域福祉を推進していくため、地域を一番よく知っている地域住民に近い支所が中心となり本所と連携を図りながら計画の推進に努めます。さらに、計画の推進に向けて社会福祉協議会内の地域福祉の推進を担う人材の資質向上を図るとともに、組織の見直しを通して職員体制を再構築します。

2) 各主体の役割と連携の考え方

①志摩市の役割

地域福祉の推進にあたって、市には市民の福祉の向上を目指して各施策を総合的に推進する責務があります。

市民意識の高揚と地域福祉活動への参加の促進を図りながら、関係する部局も含めた庁内の一体的な連携のもとに、地域において市民が主体的に活動できるように環境整備やしくみづくりに努めます。また、社会福祉協議会と密接な連携・協働による支援体制を構築することをはじめ、自治会等の地域組織、民生委員児童委員、市民活動団体・ボランティア団体、福祉関連事業者や企業、その他の関係機関などとも相互に連携・協力体制を築き、志摩市全体での地域福祉活動の総合的・一体的な取り組みを支援・牽引します。

②社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる

よう、市と密接な連携・協働による支援体制を構築し、市民や団体、福祉関連事業者等と連携を図りながら“福祉でまちづくり”の実現を目指し、地域福祉の推進役として積極的に地域の福祉増進に取り組みます。

③市民の役割

市民は、地域福祉の主体的な担い手です。市民一人ひとりが、福祉に対する意識を高め、地域社会の一員であることを自覚し、個人が持っている知識や技術などを、災害時の助けあいなどの地域活動に活かしていくことが期待されます。

④地域の役割

自治会などの地域組織や、民生委員児童委員、福祉委員などは、市や社会福祉協議会、団体、事業者等との連携の中で、地域での支えあい活動を主体的に実践、または支援することを通して、各地域において、住民相互のつながりを深め、共助の力を高めていくことが期待されます。

⑤事業者の役割

社会福祉法人をはじめとする福祉関連事業者は、サービスの提供により利用者の自立を支援するほか、多様なニーズに応えるため、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などとの連携に努め、利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供することが期待されます。

また、一般の企業においても、地域社会の一員として、市民や団体との交流の場を広げるなど地域とのコミュニケーションを深め、活力ある地域づくりに貢献することが期待されます。

2 計画の普及啓発と共有化

本計画にもとづく地域福祉の推進に向けては、市や社会福祉協議会が計画的に事業等を推進するとともに、できるだけ多くの市民や団体等の理解と参加を得ながら、協働で取り組みを進めていくことが必要です。そして、そのためには、まず、計画を知っていただき、計画の内容を理解していただくことが不可欠です。

地域福祉計画を普及啓発するため、あらゆる情報媒体を活用した継続的な情報提供を図るとともに、様々な機会を活用して本計画の周知・啓発を図ります。

3 計画の進行管理と評価・検証

1) 進行管理・評価の体制

本計画を計画的に実践し、地域福祉を効率的かつ効果的に推進していくため、本市の保健福祉部門における総合的な付属機関である地域福祉推進審議会（事務局は地域福祉課）を中心とした計画の進行管理を含む評価体制を確保します。

地域福祉推進審議会へ市や社会福祉協議会が実施する事業評価の結果を報告し、市民や各種団体等からの意見や評価をいただくものとします。

なお、計画の進行管理と評価の状況については、計画策定の2年後に情報媒体などを通して、市民に周知・公表していきます。

2) 評価方法

本計画の評価は、第4章「基本目標の実現に向けた取り組み」に掲げた施策ごとに、各事業の進捗状況を測る『事業進捗状況調査』と、目標指標の達成度を測る『指標達成状況調査』の2段階で実施します。

①事業進捗状況調査（毎年度）

各施策の「これからの取り組みの方向」の中で位置づけた各主体の役割について、市や社会福祉協議会等が関連する事業の実施状況を毎年度調査し、『地域福祉計画及び地域福祉活動計画事業評価調書』を作成し進捗状況を整理します。

②指標達成状況調査（平成28年度）

各施策で設定した成果指標について、事業実績値や統計データ、アンケート結果などにもとづき現況を把握し、目標数値の達成状況を整理します。

なお、目標指標の現況値を把握するため、平成28年度（次期計画の改定作業を行う年）に市民等へのアンケート調査を実施します。

(調整ページ)